

佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第五十七号

佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(佐賀県税条例施行規則の一部改正)

第一条 佐賀県税条例施行規則(昭和三十年佐賀県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第七条の二及び第七条の六第二項第二号中「知事」を「佐賀県税事務局長」に改める。

様式第十二号中「佐賀県知事 殿」を「県税事務局長 様」に改める。

様式第十四号その一の裏中「○漁業協同組合 ○各県税事務所」を

「○各県税事務所」に改め、「(本・支所)」を削る。

様式第十四号その二の裏中「納税第一課」を「納税課」に改める。

様式第十四号その三の裏、様式第十四号その四の裏及び様式第十五号の

(裏)中「○漁業協同組合 ○各県税事務所」を「○各県税事務所」に改め、「(本・支所)」を削る。

様式第二十八号の表)中

システム	納	番	税目
	納	番	税目

を

口座番号	加入者
システム	納 納 番 番 税目

に「佐賀県知事」を「県税

事務所長」に改め、同様式の裏)中「全て」を「すべて」に改め、「、漁業協同組合」・「(本・代理所)」及び「(本・支所)」を削り、「異議申立て」

を「審査請求」し、「異議申立書は、佐賀県税務課に」を「審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税務所を經由して」に改める。

様式第二十九号中「佐賀県知事」を「県税事務所長」に改める。

様式第三十号中「佐賀県知事 　　」を「県税事務所長 　　」に改め、同様式の備考の1中「異議申立て」を「審査請求」し、「異議申立書は、佐賀県税務課に」を「審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税務所を經由して」に改め、同様式の備考の2中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

様式第四十六号及び様式第五十一号の(裏)中「全て」を「すべて」に改め、「、漁業協同組合」を「（本・代理所）」及び「（本・支所）」を記す。様式第五十四号その1の(裏)中「○漁業協同組合 　　」を「○各県税事務所」に改め、「（本・代理所）」及び「（本・支所）」を記す。

様式第五十四号その2の(裏)中「全て」を「すべて」に改め、「、漁業協同組合」を「（本・代理所）」及び「（本・支所）」を記す。様式第五十四号その3中「納税管理課」を「納税課」に改める。様式第六十七号の(裏)中「○漁業協同組合 　　」を「○各県税事務所」を記す。様式第六十九号の(裏)中「全て」を「すべて」に改め、「、漁業協同組合」を「（本・代理所）」及び「（本・支所）」を記す。

様式第六十九号の2の(表)中

システム	納	納	番	種目

を

口座番号	加入者			
システム	納	納	番	税目

を「佐賀県知事」を「県

「税務事務所長」に改め、同様式の裏中「全て」を「すべて」に改め、「漁業協同組合」・「(本・代理所)」及び「(本・支所)」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立書」は、佐賀県税務課に提出して」を「審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税務所を経由して」に改める。

様式第九十九号その一中「全て」を「すべて」に改め、「漁業協同組合」・「(本・代理所)」及び「(本・支所)」を削る。

様式第九十九号その二の裏中「○漁業協同組合 ○各県税事務所」を「○各県税事務所」に改め、「(本・支所)」を削る。

様式第一百号その一の裏中「全て」を「すべて」に改め、「漁業協同組合」・「(本・代理所)」及び「(本・支所)」を削る。

様式第一百号その二の裏中「○漁業協同組合 ○各県税事務所」を「○各県税事務所」に改め、「(本・支所)」を削る。

様式第一百号その二の裏中「○各県税事務所」を「すべて」に改め、「漁業協同組合」・「(本・代理所)」及び「(本・支所)」を削る。

(佐賀県工業等振興条例施行規則の一部改正)

第二条 佐賀県工業等振興条例施行規則(昭和四十八年佐賀県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「県税事務所長」を「県税事務所の長(法人の事業税及び固定資産税にあつては、佐賀県税事務所長。以下「県税事務所長」という。)」に改める。

(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則等の一部改正)

第三条 次に掲げる規則の規定中「長」の下に「法人の事業税及び固定資産税にあつては、佐賀県税事務所長。」を加える。

一 佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第十五号）第八条

二 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成十二年佐賀県規則第九十六号）第二条

三 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成十五年佐賀県規則第二号）第二条

四 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成十五年佐賀県規則第四十六号）第二条

五 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成十七年佐賀県規則第九号）第二条

（狩猟税証紙徴収規則の一部改正）

第四条 狩猟税証紙徴収規則（昭和二十九年佐賀県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「佐賀県経営支援本部税務課」を「佐賀県税事務所」に改める。
様式第二号中「佐賀県知事」を「県税事務所長」に改め、同様式の注の1中「佐賀県経営支援本部税務課」を「佐賀県税事務所」に改める。

（県税事務所管理規則の一部改正）

第五条 県税事務所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の課税課の分掌事務の第一号を次のように改める。

一 県税（佐賀県税事務所にあつては法人の県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、鉦区税、固定資産税、核燃料税、狩猟税及び産業廃棄物税並びにこれらに係る過少申告加算金、

不申告加算金及び重加算金（以下「過少申告加算金等」という。）をいい、唐津県税事務所及び武雄県税事務所にあつては個人の事業税及び不動産取得税をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）の賦課等に関すること。

第三条第一項の課税課の分掌事務の第四号中「賦課」を「賦課等」に改め、同項中「納税課」の下に「（第十四号から第二十二号までの分掌事務については、佐賀県税事務所に限る。）」を加え、同項の納税課の分掌事務中第二十一号を第二十五号とし、第二十号を第二十四号とし、同課の分掌事務の第十九号中「こと。」の下に「佐賀県税事務所」を加え、同号を同課の分掌事務の第二十三号とし、同号の前に次の二号を加える。

二十一 ゴルフ場利用税の市町交付金に関すること。

二十二 自動車取得税の市町交付金に関すること。

第三条第一項の納税課の分掌事務中第十八号を第二十号とし、第十七号を第十九号とし、第十六号を第十八号とし、同課の分掌事務の第十五号中「県民税利子割等」を「県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割（以下「県民税利子割等」という。）の市町交付金並びにこれら」に改め、同号を同課の分掌事務の第十七号とし、同号の前に次の二号を加える。

十五 県民税利子割及びこれに係る過少申告加算金等の賦課等に関すること。

十六 県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割並びにこれらに係る過少申告加算金等の賦課徴収等に関すること。

第三条第一項の納税課の分掌事務の第十四号を削り、同課の分掌事務の第十三号中「及び」を「に関する報告及びこれに係る」に改め、同号を同課の分掌事務の第十四号とし、同課の分掌事務の第十二号の次に次の一号を加える。

十三 個人の県民税の収納に関すること。

(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

第六条 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成十一年佐賀県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「長(」の下に「固定資産税にあつては、佐賀県税事務所長。」を加える。

(佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

第七条 佐賀県産業廃棄物税条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「知事は、」を削る。

第五条、第六条第三号、第八条及び第十条中「知事」を「佐賀県税事務所長」に改める。

様式第二十号中「第733条の18第5項」を「第733条の18第6項」に改める。

(佐賀県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第八条 佐賀県核燃料税条例施行規則(平成二十一年佐賀県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項後段を削る。

第三条中「知事」を「佐賀県税事務所長」に改める。

第四条を削る。

様式第一号中「佐賀県知事」を「県税事務所長」に改める。

様式第二十号中

口座番号	加入者
佐賀銀行県庁支店普通1	佐賀県会計管理者

を

口座番号	加入者

年 月 分	年 月 分
-------	-------

納 期 限	年 月 日
納 付 場 所	佐賀県指定、指定代理及 び収納代理金融機関

納 期 限	年 月 日
納 付 場 所	佐賀県指定、指定代理及 び収納代理金融機関
管轄事務所	

納 期 限	年 月 日
-------	-------

上記のとおり領収しましたので通知します。

納 期 限	年 月 日
-------	-------

上記の金額を領収しました。

納 期 限	年 月 日
管轄事務所	

上記のとおり領収しましたので通知します。

納 期 限	年 月 日
管轄事務所	

上記の金額を領収しました。

№。

禁治産川町長「佐賀県知事

印」県税事務所長

印」

「 2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け
取った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法（昭和
37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により知事に異議申立てをするこ
とができます。」

「 2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。」

なお、審査請求書（正副 2 通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。」

「異議申立てに」を「審査請求に」に、「異議申立ての」を「審査請求の」に、「異議申立てをした」を「審査請求をした」に改める。

様式第四号及び様式第五号中「佐賀県知事」を「県税事務所長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則、狩猟税証紙徴収規則、佐賀県産業廃棄物税条例施行規則及び佐賀県核燃料税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。